

第二浄化センターが排出する産業廃棄物の収集運搬について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

令和4年1月25日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項

1 委託名

（再）令和4年度第二浄化センター汚泥等収集運搬業務委託

2 委託内容

第二浄化センターが排出する汚泥（以下「汚泥」といいます。）並びにし渣及び沈砂の収集及び4の搬入の最終目的地への搬入（以下「収集運搬」といいます。）業務

3 委託契約の履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 搬入の最終目的地

御所市大字重阪329番地ほか52筆

株式会社南都興産 埋立最終処分場（管理型）

5 入札方法

(1) 入札は、収集運搬に係る費用の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札は、電子入札システムを利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札

等システムポータルサイト」から確認できます。）。

(3) 郵便入札の可否

電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q1建物管理⑭廃棄物処理で登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず及びゴムくず）を奈良県知事から受けている者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けている者であること。

第3 入札手続等に関する問合せ先並びに契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部下水道課総務管理係（奈良県分庁舎5階）

電話番号（直通） 0742-27-7524

第4 入札手続等

1 入札説明書、仕様書等の交付期間及び交付方法

- (1) 交付期間 令和4年1月25日（火）から同年3月9日（水）まで
- (2) 交付方法 奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイトのホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、午前6時から午後11時までです。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/26215.htm>

2 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の(2)に係る資格審査とは別に、入札説明書の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(1) 入札を電子入札システムにより行う場合

ア 提出期限 令和4年2月28日（月）午後5時まで

イ 提出方法 競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、入札説明書の5に定める提出書類を第3に示す場所に郵便又は持参により提出してください。

(2) 入札を郵便により行う場合

ア 提出期限 令和4年2月28日（月）午後5時まで

イ 郵送先 第3に示す場所とします。

(3) 申請書等の作成に要する費用 申請者の負担とします。

(4) その他 提出された申請書等は、返却しません。

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 入札の手続

(1) 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、入札金額内訳書を添付して、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和4年3月8日（火

）午後５時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）に規定する休日を除きます。）の午前８時３０分から午後８時までです。

詳細については、入札説明書によります。

(2) 郵便による入札

書留郵便に限ります。この場合、書留郵便の封筒の表面に「入札書在中」と朱書き、令和４年３月８日（火）午後５時までに第３に定める場所へ到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（２回目）を行う場合がありますので、初度入札（１回目）に係る入札書と再度入札（２回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

詳細については、入札説明書によります。

5 開札の場所等

(1) 場所 奈良市登大路町３０番地

奈良県県土マネジメント部下水道課分室（奈良県分庁舎５階）

(2) 日時 令和４年３月９日（水）午前１０時

6 入札執行回数

入札執行回数は、２回を限度とします。初度入札（１回目）において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（２回目）は、令和４年３月９日（水）午後２時以降に開札を行います。

第５ その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

8 手続における交渉の有無

無

9 調達手続の停止等

(1) この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。

(2) この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力

団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第7 Summary

- 1 Subject of the bid: (Rebidding) Collection and transportation of sewage sludge, grit and residue generated at the Nara Prefecture Second Water Treatment Center
- 2 Execution period: From April 1, 2022 to March 31, 2023

- 3 Deadline for bid applications by electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 8, 2022
- 4 Deadline for bid applications by mail: 5:00 p.m. on March 8, 2022
- 5 Opening time and day of the bid: 10:00 a.m. on March 9, 2022
- 6 For further information, please contact: General Management Section,
Sewage Division, Infrastructure Management Department, Nara Prefectural
Government
30, Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan
TEL: 0742-27-7524 (direct line)